

大津西小学校津波避難確保計画

本項目については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条第1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ (児童が**在校時**の津波を想定)

緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より

津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

- ・ 緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童生徒等に連絡
- ・ 大きな声での確な指示：「頭部の保護」「机の下への避難」「机の足を持つ」「その場を動かない」

地震発生

- ・ 大きな声での確な指示：
「頭部の保護」
「机の下への避難」
「机の足を持つ」「その場を動かない」

STEP 1 児童生徒等の安全確保

大きな揺れが収まったら、即座に津波に関する情報収集情報をもとに、校長が避難の判断・指示

津波発生

第1波		最大波 (第○波)	
○○ 分	○○ m	○○ 分	○○ m

STEP 2 避難

- ・ 至急高い場所(校舎3階)に全校避難
- ・ 大きな声での確に指示する。
「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・ 避難誘導、負傷者搬送など

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・ 児童生徒等の安否確認
- ・ 負傷者の確認と応急処置

STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・ 消防、警察、警備保障への連絡
- ・ 緊急を要する児童生徒の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・ 児童生徒の不安に対する対処
- ・ 校舎等の被害の状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・ 情報収集
・ 教育委員会への連絡
- ・ マスコミ等及び保護者への対応
・ 避難所運営支援

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・ 地震・津波発生時の対応について、学校と保護者の間で共通理解を図っておく。
- ・ 対応決定後、保護者へ連絡する。
- ・ 大災害の場合、原則保護者に避難場所に来てもらい、引き渡す。
(大津波警報・津波警報発令時は、原則帰さない)

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
ラジオ・テレビ・インターネット	職員室・視聴覚室	教頭・教務主任
防災無線	大津中央公民館	教頭・公民館長

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE1	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生 津波の「危険は無し」の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れが収まったら、建物倒壊の恐れのない運動場へ一斉避難をする。 建物内の危険や余震の有無を確認する。 危険のない場合は、体育館や校舎に戻り、教育活動を再開する。
CASE2	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生 津波の恐れあり「津波の高さ 5メートル以下」の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れが収まったら、建物倒壊の恐れのない運動場へ一斉避難をする。 建物内の危険や余震の有無を確認し、すみやかに校舎3階へ一斉避難をする。 正確な情報収集に努める。事態の変化に即時対応ができるように対策を立て、行動に移す。
CASE3	<ul style="list-style-type: none"> 地震が発生 津波の恐れあり「津波の高さ 5メートル以上」の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れが収まったら、建物倒壊の恐れのない運動場へ一斉避難をする。 学校の北側の勝福寺の高台周辺の安全を確認した上で、津波の到達時間までに一斉避難をする。 児童名簿や引き渡しカード等を必ず携帯する。 正確な情報収集に努め、事態の変化に即時対応ができるように対策を立て、行動に移す。

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出しを検討する重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
沿革史	(原則) 校長室金庫内保管	教頭
指導要録 等	(原則) 校長室金庫内保管	教務
児童名簿・引き渡しカード等	【持ち出し】 職員室戸棚	教頭

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

連絡責任者 (教 頭)				
連 絡 先	電 話	FAX	E-mail	備考
鳴門市教育委員会	6 8 6 - 8 8 0 2	686-8793		
鳴門警察署	6 8 5 - 0 1 1 0	6 8 5 - 0 1 3 5		
木津交番	6 8 6 - 1 2 1 7			
鳴門消防署	6 8 5 - 2 0 0 9	6 8 5 - 4 3 1 3		
市防災企画担当	6 8 4 - 1 1 9 3			
ALSOK	6 2 5 - 1 1 3 4	6 5 2 - 2 6 8 1		

カ 保護者への引き渡しについて

(ア) 地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
「津波警報」「大津波警報」が出た場合は、原則として解除になるまでは帰さない。	
・ 引き渡しをした場合は、右のことについて必ず確認をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二次災害（火災・建物崩落・余震）の有無 ・ 「避難勧告」「避難指示」発令の有無 ・ 児童生徒等の帰宅先及び帰宅との状況（家庭で子どもだけになることはないか） ・ 児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

- (イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法
 (電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法も考慮)

判断責任者氏名： 校長(教頭) 担当者氏名： 教頭(教務主任)	
連絡方法 ・手順	保護者 地域別携帯連絡メール
連絡が取れない場合の対応	学校玄関 体育館入り口へ掲示

- (ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者： 校長	担当者： 教頭
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館に学級別に集合をし、引き渡しカードと照合して、引き渡し者にサインをもらうこと。 ・ きょうだい関係を把握し、確実に引き渡す。 ・ 引き渡し完了後、学級担任は教頭に報告する。 	

キ 児童が在校時以外の対応

登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に近い場所の場合は登校させ、学校で安全を確保する。 ・ 自宅に近い場合は自宅に戻るか、自宅近くの安全な場所(家族で話し合いをして避難場所としているところ)へ行くようにさせる。 ・ 学校は、関係機関と連絡を取っておく。
学校外の諸活動時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅近くの安全な場所(家族で話し合いをして避難場所としているところ)へ行くようにさせる。 ・ 学校は、関係機関と連絡を取っておく。
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅近くの安全な場所(家族で話し合いをして避難場所としているところ)へ行くようにさせる。 ・ 学校は、関係機関と連絡を取っておく。

